

東京音楽大学大学院学則

平成14年4月1日制定

第1章 総則

第1節 趣旨・目的

(趣旨)

第1条 東京音楽大学学則（以下「本学学則」という。）第53条の規定に基づき、東京音楽大学大学院（以下「本学大学院」という。）の学則を定める。

(目的)

第2条 本学大学院は、広い視野に立って、音楽に関する精深な学術と技能を修得させ、音楽専攻分野における研究能力と高度の専門性を有する職業等に必要とされる能力を養い、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(点検・評価)

第2条の2 本学大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うものとする。

2 前項の点検・評価に関し必要な事項については、別に定める。

第2節 研究及び教育組織

(大学院の課程)

第3条 本学大学院における課程は、博士課程とする。

2 前項の博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 この学則において、前項の前期2年の課程は「修士課程」といい、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

4 修士課程は、広い視野に立って音楽に関する精深な学識と技能を授け、専攻分野における創造、表現、研究能力又は音楽に関する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

5 博士後期課程は、広い視野に立って音楽に関する高度な創造、表現の技術と理論を総合的に教授研究し、音楽文化に関する幅広い見識を有し、自立して創作、研究活動を行うに必要な高度の能力を備えた音楽家、音楽教育者又は研究者を養成することを目的とする。

(研究科及び専攻)

第4条 本学大学院に、音楽研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

課程名	修士課程	博士後期課程
専攻名	器楽専攻	音楽専攻
	声楽専攻	
	作曲指揮専攻	
	音楽文化研究専攻	

3 研究科に関する規則は、別に定める。

第3節 教員組織

(教員組織)

第5条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、学長をもって充てる。

3 本学大学院において授業又は研究指導を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。

第4節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	修士課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
音楽研究科	器楽専攻	36名	72名	音楽専攻	3名	9名
	声楽専攻	21名	42名			
	作曲指揮専攻	5名	10名			
	音楽文化研究専攻	8名	16名			
計		70名	140名		3名	9名

備考 専攻別入学定員及び収容定員に社会人又は外国人留学生若干名を含む。

第5節 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規則は、別に定める。

第6節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学期は、春学期と秋学期の2学期に分け、それぞれの始期及び終期は、当該年

度の学事暦において定める。

(休業日)

第10条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 各年度の学事暦に定める次の日

春期休業日

夏期休業日

冬期休業日

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項の休業日に授業を行い、若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第12条 修士課程は4年を、博士後期課程は6年を超えて在学することはできない。

第2節 教育方法等

(教育方法)

第13条 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

2 学生は、指導教員及びその他の教員の研究指導を受けるものとする。

(履修方法等)

第14条 研究科における授業科目の内容及び単位数、研究指導の内容並びにそれらの履修方法は、別に定める。

2 研究科における単位の計算方法、授業日数及び授業期間については、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条の2 研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に他の大学院の授業科目の履修をさせることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院(専門職大学院に相当する大学院を含む。以下同じ。)に留学する場合について準用する。

3 第1項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(研究指導委託)

第14条の3 研究科が教育上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生に

他の大学院又は研究所並びに演奏団体等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第14条の4 研究科は、教育上有益と認めるときは、転入学の場合を除き、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、15単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学院において修得した単位について準用する。

3 第1項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第14条の2第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(教育職員免許状)

第15条 教育職員免許状の種類及び免許教科は、次の表のとおりとする。

研究科(課程)	専攻	免許状の種類	免許教科
音楽研究科 (修士課程)	器楽専攻	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	音楽
	声楽専攻		
	作曲指揮専攻		
	音楽文化研究専攻		

2 教育職員免許状を取得するための授業科目及びその履修方法については、別に定める。

第3節 課程の修了

(課程の修了要件)

第16条 修士課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文(専攻により研究作品又は研究演奏を加え、又は修士論文に代えて研究作品若しくは研究演奏とする。以下「修士論文等」という。)の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を挙げたと学長が認めた者については、本学大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、修士課程を修了後、博士後期課程に3年以上在学し、所定の科目10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文(学位により研究作品又は研究演奏を加える。以下「博士論文等」という。)の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、極めて優れた業績を挙げたと学長が認めた者については、これを短縮することができる。

(在学期間の短縮)

第16条の2 研究科は、第14条の4第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後修得したものに限り。)を本学大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位

の修得により修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(単位の認定)

第17条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、その合格者に所定の単位を与える。

(論文等審査試験)

第18条 論文等審査試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文等又は博士論文等の最終審査を願い出た者について行う。

(課程の修了認定)

第19条 修士課程又は博士後期課程の修了は、研究科委員会の意見を聴いて、学長が認定する。

第4節 学位

(学位の授与)

第20条 本学大学院の修士課程を修了した者には、修士（音楽）の学位を、博士後期課程を修了した者に対しては、博士（音楽）、博士（音楽教育学）又は博士（音楽学）の学位を授与する。

2 博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても本学学位規則の定めるところにより、博士論文等を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同様以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

3 学位に関する規則は、別に定める。

第5節 入学、休学、復学、転学、退学、留学及び除籍

(入学の時期)

第21条 入学（転入学及び再入学を含む）の時期は、第9条に基づく各学期の始期とする。

(入学資格)

第22条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同様以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達したもの。

(入学の出願)

第23条 入学志願者は、所定の期日までに入学願書、成績証明書及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第24条 入学志願者に対しては、本学大学院の定めるところにより選抜試験を行う。

2 入学者数の決定に当たっては、専攻別収容定員を上まわらないものとする。

(転入学)

第25条 他の大学院の学生で、本学大学院に転入学を希望する者については、欠員がある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

(再入学)

第26条 本学大学院を標準修業年限未満の期間在学して中途退学した者が再入学を希望するときは、本学大学院の教育上支障がないと認められる場合に限り、別に定めるところにより、その理由及び学力等を審査した上、相当年次に入学を許可することがある。

第26条の2 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、退学した者の再入学の取扱いについては、前条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

第26条の3 第36条第1項第3号の学費未納による除籍者で除籍のときから原則として3年以内の者は、未納学費を納入して除籍の事由がなくなった場合、再入学を希望できる。この取扱いについては、第26条の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

(入学手続き)

第27条 選抜試験に合格した者は、保証人連署の誓約書、住民票又は住民票記載事項証明書に入学金等本学が指定した費用を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(入学の許可)

第28条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学)

第29条 病気その他の理由により引き続き2か月以上修学することができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて学長に願い出て、休学の許可を得るものとする。

第30条 病気その他の理由により修学することが不適當であると認められる者に対しては、研究科委員会の意見を聴いて、学長が休学を命ずることができる。

(休学期間)

第31条 休学の期間は、1学期又は1学年を区分とし、1年を超えることができない。

ただし、特別の事由があるときは、学長の承認によって期間を延長することができるが、それぞれ通算して修士課程においては2年を、博士後期課程においては3年を超えることができない。

2 休学期間は、第12条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第32条 休学の事由が消滅して復学を希望するときは、復学願に医師の診断書又は事由書を添えて、学長の許可を受けなければならない。

2 復学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(転学)

第33条 他の大学院に転学を希望する者は、その理由書を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の意見を聴いて、これを許可する。

(退学)

第34条 退学を希望する者は、その理由書を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の意見を聴いて、これを許可する。

(留学)

第35条 留学を希望する者は、その理由書を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、研究科委員会の意見を聴いて、これを許可する。

3 留学した期間は在学年数に加え、第14条の2第2項及び第14条の3第1項の規定を準用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。

(除籍)

第36条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、研究科委員会の意見を聴いて、これを除籍する。

- (1) 第12条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第31条に規定する休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 第40条に規定する学費を滞納し、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 行方不明の者

2 学費未納期間は、在学期間に算入しない。

第3章 科目等履修生及び研究生

(科目等履修生I)

第37条 研究科において、特定の実習・演習及び授業科目について研究指導を受けることを希望する者があるときは、当該研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生Iとして入学を許可することがある。

2 科目等履修生Iに関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生Ⅱ)

第38条 研究科において、特定の研究課題について研究指導を受けることを希望する者があるときは、科目等履修生Ⅱとして入学を許可することがある。

2 科目等履修生Ⅱに関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第39条 研究科において、特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは、研究科の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 学費

(学費)

第40条 本学大学院における学費は、修士課程においては別表(1)－1及び別表(1)－2、博士後期課程においては別表(2)－1及び別表(2)－2のとおりとする。

なお、入学検定料については、別表(3)のとおりとする。

第41条 学費は、春学期と秋学期の2回に分けて納付するものとする。

2 学費に関して必要な事項は、別に定める。

第42条 休学を許可された者は、在籍料を納付するものとし、休学期間中の他の学費の納付を要しない。

2 前項の在籍料は、修士課程においては別表(1)－1及び別表(1)－2のとおりとする。なお、博士後期課程においては在籍料の納付を要しない。

3 退学又は除籍された者も、在学期間中の学費を納付しなければならない。

第43条 既納の入学検定料及び学費は、原則として返還しない。ただし、入学を許可された者で、入学前年度末日までに入学を辞退した場合には、既納の学費のうち、入学金を除く金額を返還する。

第5章 賞罰

(表彰)

第44条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者に対しては、これを表彰することができる。

(懲戒)

第45条 学長は、次の各号の一に該当する者があるときは、これを懲戒するものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当の理由なく出席常でない者

(3) 本学大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、懲戒に関し必要な事項については、別に定める。

第6章 雑則

第46条 この学則に定めるもののほか、本学大学院学生に関し必要な事項は、本学学則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

第47条 この学則の改廃は、理事会において行う。

附 則

1. この学則は、平成13年7月5日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
2. 東京音楽大学大学院音楽研究科規則（平成5年3月19日制定）は廃止する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年3月29日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行し、平成25年5月28日から適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成30年11月19日から施行する。
2. 第39条を第40条とし、以下1条ずつ繰り下げ、第38条の次に第39条を加える。

附 則

この学則は、平成32年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年5月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。